

住宅ローン減税に係る工事証明書交付業務のご案内

【工事証明交付手数料】

工事要件		現地調査	1住戸あたりの 手数料 (税込み)	特記事項
1号～3号工事(一戸建ての住宅、共同住宅)	—	不要	25,300円	証明に係る書類審査、証明書発行と送付
		要	44,000円	証明に係る現地での検査と書類審査、証明書発行と送付
		要(他検査同時)	31,900円	
4号工事(一戸建ての住宅)		要	69,300円	証明に係る現地での検査と書類審査、証明書発行と送付
		要(他検査同時)	57,200円	
4号工事(共同住宅)		要	別途見積り	証明に係る現地での検査と書類審査、証明書発行と送付
		要(他検査同時)	別途見積り	
5号工事(一戸建ての住宅、共同住宅)	改修4項目まで (基本)	不要	27,500円	証明に係る書類審査、証明書発行と送付
		要	45,100円	証明に係る現地での検査と書類審査、証明書発行と送付
		要(他検査同時)	34,100円	
	追加費用 …追加項目	有無に関わらず	加算額 4,400円	注2)の改修項目のうち4項目を超え行う改修についての加算額
6号工事(一戸建ての住宅、共同住宅)	窓改修工事のみ (基本)	不要	23,100円	証明に係る書類審査、証明書発行と送付
		要	41,800円	証明に係る現地での検査と書類審査、証明書発行と送付
		要(他検査同時)	29,700円	
	追加費用 …追加項目	有無に関わらず	加算額 3,300円/項目	窓改修と併せて行う注1)の各々の工事を1項目とします
5号+6号工事(一戸建ての住宅、共同住宅)	基本項目のみ	不要	39,600円	証明に係る書類審査、証明書発行と送付
		要	59,400円	証明に係る現地での検査と書類審査、証明書発行と送付
		要(他検査同時)	50,600円	
	省エネ追加費用 …追加項目	有無に関わらず	加算額 3,300円/項目	窓改修と併せて行う注1)の各々の工事を1項目とします
	バリア追加費用 …追加改修	有無に関わらず	加算額 4,400円	注2)の改修項目のうち4項目を超え行う改修についての加算額

注1) 省エネルギーフォームにおける追加項目とは窓改修と併せて行う以下の各々の工事を1項目とします。

- ・床の断熱工事
- ・天井の断熱工事
- ・壁の断熱工事

注2) バリアフリーリフォームにおける改修項目とは以下の8項目をいいます。

- ・通路等の拡幅
- ・浴室改良
- ・手すりの取付け
- ・出入口の戸の改良
- ・階段の勾配の緩和
- ・便所改良
- ・段差の解消
- ・滑りにくい床材料への取替え

1) 現地調査が複数回必要な場合は、追加1回につき14,850円(税込み)を別途申し受けます。

2) 現地調査場所がJIOの支店もしくは営業所より50kmを超える場合、遠隔地料金を見積りし別途申し受けます。

3) 交付手数料納付を振込とさせていただき、振込手数料は申請者負担となります。

4) 他検査同時とは、JIOが行う瑕疵保険、適合証明の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。

5) 財形住宅貯蓄の適格払い出しの対象となることを証明する増改築等工事証明書を希望される場合も上記の手数料によりお引き受けいたします。

6) 手数料は申請受付時点までのご請求となり、現場検査の実施がなく取り下げされた場合は、単独については10,450円(税込み)、他検査同時については3,850円(税込み)を返金いたします。なお、銀行振込みによる返金は、振込み手数料をご負担いただきます。

7) 証明書の再発行を希望される場合は、1通あたり 7,700円(税込み)を別途申し受けます。

住宅ローン減税に係る工事証明書交付業務のご案内

【申請に必要な書類・図書】

必要書類及び図面	備考
工事証明申請書(原本)	
委任状(原本)	証明申請者に代わり代理者が申請を行う場合に必要です
①工事請負契約書(写し) (証明申請者が契約者であるもの) 契約書が無い場合は工事の費用に係る領収書	増改築等を行った家屋のもので証明申請者が契約者となっているもの 改修年月日、改修事実を確認します
登記事項証明書(写し)	家屋の家屋番号及び所在地、居住者が所有者であること、家屋の床面積の要件を満たしていることを確認します
工事の費用が確認できる内訳書(写し)	該当する増改築等工事の費用に係るもの(工事の費用の額が100万円超であることが確認できる工事内容内訳書を含む)
設計図書その他設計に関する書類	適用対象となる工事を行っていることが確認できるもの
②工事前後の状況が分かる写真	該当する増改築等工事の工事前、工事後のそれぞれの写真 ※写真が無い場合でも申請は出来ませんが、現場調査が必要となります
補助金交付額決定通知書等(写し)	平成23年6月30日以降に契約したりリフォームで補助金等を受ける場合は、その交付額を確認します
案内図	申請物件の付近見取り図(現場調査が必要な場合)
↓【以下の書類は4号工事の場合に必要なになります】	
住宅の現況及び耐震工事の計画等に関し、要件を満たす住宅耐震改修であることが確認できる図書	耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図、耐震改修工事前後行った耐震診断に係る耐震診断書、耐震補強計算書等
既存住宅性能評価書の写し (※活用する場合のみ)	※耐震改修が行われた後に取得した評価書において、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)が等級1以上であるもの

【提出書類による現場調査の要否】

提出書類の組み合わせ	現場調査	備考
①+②	不要です	提出書類にて審査を行います
①のみ	必要となります	現場調査を実施しないと工事証明書は交付できません
②のみ	-	申請できません

【注意】4号工事に関しましては現場調査が必ず必要となりますので、提出書類の組み合わせによる現場調査不要の扱いはありません。

【申請方法について】

・下記の送付先までお送りください。必要書類及び図面については各1部ご提出ください。なお交付の有無に関らず、原本も含め申請書類は返却できませんのでご注意ください。

・証明書交付は手数料納付の確認が取れ次第実施することになります。

申請書類原本送付先

〒136-0071
東京都江東区亀戸1-14-4
第二萬富ビル 5階
株式会社 日本住宅保証検査機構
住宅評価部 適合証明センター
TEL:03-6861-9213 FAX:03-6861-9238

証明書交付手数料収納方法

銀行振込
申請書類等到着して内容確認した後、振込先口座番号を別途お知らせいたします。
※振込手数料は申請者様にてご負担いただきます。証明書交付手数料の納付(振込)は基準適合審査開始までに実施いただきます。納付が無い場合は、審査業務は行えません。